

広報

宮城県後期高齢者医療広域連合

平成20年4月から
75歳からの医療制度が
変わります

第3号

平成20年4月

主な内容

- 保健事業について
- 後期高齢者医療制度で受けられる給付について
- 平成20年第1回定例会について
- 平成20年度予算について

保健事業について

後期高齢者等の健康保持および生活習慣病を早期に発見し、必要に応じて医療につなげることを目的として、健康診査（健診）を実施します。

具体的には、広域連合が市町村に事務を委託して実施しますので、これまでと同様に健診を受けることができます。

対象者

（下記に該当する方で、健診を希望する方）

- 後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の方または65歳以上で広域連合から障害認定を受けている方）
- 今年度（平成20年度）で75歳になる方

自己負担

無料

ただし、市町村において独自に実施する健診項目に関しては、有料の場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村健診担当課にお問い合わせください。

健診項目

特定健診の基本項目を参考に11項目としています。

- ・問診（服薬歴、既往歴、生活習慣病に関する項目）
- ・中性脂肪
- ・HDLコレステロール
- ・LDLコレステロール
- ・AST（GOT）
- ・ALT（GPT）
- ・ γ -GT（ γ -GTP）
- ・血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c）
- ・尿糖
- ・尿蛋白
- ・医師の判断欄の記載

健診時期

市町村の特定健診の時期となります。

詳しくは、お住まいの市区町村健診担当課にお問い合わせください。

問 給付課



後期高齢者医療制度で受けられる給付について

後期高齢者医療制度においても、74歳までの方と変わらず、必要な医療を受けることができます。

なお、基本的には老人保健制度の給付と同様ですが、高額介護合算療養費が新設されます。

また、各種申請についてはお住まいの市区町村が窓口となりますので、詳しくは、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

療養の給付

被保険者が病気やけがのため、被保険者証を提示して保険医療機関等で診療を受ける場合、かかった医療費から被保険者が支払う自己負担額を除いた額を後期高齢者医療制度で負担します。

【自己負担割合】

一般および低所得者	現役並み所得者
1割	3割

現役並み所得者とは

住民税課税所得が145万円以上ある被保険者と同じ世帯にいる被保険者となります。

ただし、同じ世帯の被保険者全員の収入の合計が一定額（注）未満の場合、申請をすれば1割負担となります。

（注）一定額とは

- ・ 同じ世帯の被保険者が1人の場合 383万円
- ・ 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合 520万円

入院時食事療養費

被保険者が保険医療機関等へ入院したときにかかった食事代について、被保険者が負担する定められた額（標準負担額）を除いた額を後期高齢者医療制度で負担します。

【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

所得区分		標準負担額
現役並み所得者および一般		260円
低所得者Ⅱ	(90日までの入院)	210円
	(過去12カ月で90日を超える入院)	160円
低所得者Ⅰ		100円

低所得者Ⅱ・Ⅰとは

低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の場合
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、かつ、全員の各所得が0円（年金所得の場合は控除額を80万円として計算）の場合

※ 低所得者Ⅱおよび低所得者Ⅰの適用を受けるには、申請に基づいて広域連合が発行する認定証を医療機関へ提示する必要があります。

入院時生活療養費

被保険者が療養病床へ入院したときにかかった食事代および居住費（光熱水費）について、被保険者が負担する定められた額（標準負担額）を除いた額を後期高齢者医療制度で負担します。

【食事代・居住費の標準負担額】

所得区分	標準負担額	
	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者および一般	460円（注）	320円
低所得者Ⅱ	210円	320円
低所得者Ⅰ	130円	320円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

（注）一部医療機関では施設基準により420円の場合もあります。

高額療養費

1カ月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えたときは、申請して認められると限度額を超えた部分が高額療養費として支給されます。

【自己負担限度額（月額）】

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+（医療費-267,000円×1%） [44,400円]（注）
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

（注）〔 〕内は、過去12カ月に4回以上高額療養費に該当した場合の、4回目以降の金額となります。
※ 長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる疾病（特定疾病）に係る広域連合の認定を受けた方（人工透析患者等）については、自己負担限度額が10,000円となります。

高額介護合算療養費（新設）

世帯内で後期高齢者医療・介護保険の両方から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったときは、これらを合わせた額について自己負担限度額（毎年8月～翌年7月末までの年額）が適用されることになります。

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険の自己負担限度額〔年額〕
現役並み所得者	67万円（89万円）（注）
一般	56万円（75万円）
低所得者	Ⅱ 31万円（41万円）
	Ⅰ 19万円（25万円）

（注）平成20年度については、通常より対象期間が4カ月長いので通常よりも高い限度額である〔 〕内の額を適用します。ただし、平成20年8月以降に自己負担が集中している場合等については、通常の限度額を適用します。

療養費

次のような場合は、被保険者が一旦全額を負担しますが、あとで市区町村後期高齢者医療担当窓口申請して認められると、自己負担相当額を除いた額が支給されます。

- 急な病気やけがなどで、やむを得ず被保険者証を持たずに診療を受け、全額払いをしたとき
- 医師が治療上必要と認めたギブス、コルセットなどの補装具代を支払ったとき
- 医師が必要と認めたはり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき
- 海外で診療を受けたとき

特別療養費

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等で診療を受けたときは、一旦全額を負担しますが、あとで市区町村後期高齢者医療担当窓口申請して認められると、自己負担相当額を除いた額が支給されます。

移送費

やむを得ない理由で、医師が必要と認めた入院・転院などの移送に費用がかかったときは、被保険者が一旦全額を負担しますが、あとで市区町村後期高齢者医療担当窓口申請して認められると、自己負担相当額が支給されます。

訪問看護療養費

在宅の寝たきりやそれに準ずる状態にある被保険者が、医師の指示により指定訪問看護事業者（訪問看護ステーション）の訪問看護を受けたときは、自己負担額を除いた額を後期高齢者医療制度で負担します。

保険外併用療養費

高度な先進医療や選定療養（特別料金などが自己の選択による療養）など保険が適用されない療養を受けると全額が自己負担となりますが、保険が適用される部分については、自己負担額を除いた額を後期高齢者医療制度で負担します。

葬祭費

被保険者が死亡したときに、葬祭を行った方に対して5万円を支給します。

問 給付課

交通事故などにあつたときは

交通事故など第三者の行為によりけがをしたときでも、届出により後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。

本来、医療費は相手方が支払う損害賠償金の中から全額負担するのが原則ですが、後期高齢者医療制度が一時的に医療費を立て替えて、加害者に請求することになります。交通事故等にあつた際は、できるだけすみやかにお住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口へ届け出てください。

なお、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると後期高齢者医療制度が使えなくなる場合がありますので、注意してください。

問 給付課

定例会が開催されました

平成20年2月15日に、平成20年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。会期は1日で、広域連合長から9件の議案が、また、広域連合議会議員から5件の議案が提出されました。

広域連合長提出の9件の議案については、活発な質疑、討論が行われ、審議の結果、全て原案どおり可決されました。

また、議員提出の5件の議案については、全ての議案について、反対討論、賛成討論が行われ、審議の結果、1件が可決されました。

次回の議会は、平成20年8月に開催される予定です。

問 議会事務局

広域連合議会議員名簿

市町村名	議員名	市町村名	議員名
石巻市	大槻 幹夫	丸森町	佐藤仁一郎
塩竈市	菊地 進	亘理町	鞠子 幸則
気仙沼市	熊谷 洋一	山元町	後藤 正幸
白石市	沼倉 啓介	松島町	今野 章
名取市	山田隆太郎	七ヶ浜町	歌川 渡
角田市	本田 敏昭	利府町	太田 賢
多賀城市	森 長一郎	大和町	三橋 正顕
岩沼市	櫻井 隆	大郷町	大友 敏夫
登米市	八木しみ子	富谷町	佐藤 克彦
栗原市	佐藤 千昭	大衡村	佐々木金彌
東松島市	長谷川 博	色麻町	遠藤 武夫
大崎市	木村 和彦	涌谷町	遠藤 毅雄
蔵王町	松崎 義明	美里町	伊藤 正雄
七ヶ宿町	武蔵 重幸	女川町	阿部 繁
大河原町	秋山 昇	本吉町	佐藤 茂光
村田町	上田万作一	南三陸町	星 喜美男
柴田町	小丸 淳	加美町	近藤 義次
川崎町	沼田 善春	仙台市	大泉鉄之助

(平成20年2月15日現在・議席順・敬称略)

平成20年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会 議決結果

第1号	後期高齢者医療特別会計条例	原案可決
第2号	後期高齢者医療制度臨時特例基金条例	原案可決
第3号	宮城県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第4号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第5号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第6号	平成19年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	原案可決
第7号	平成20年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
第8号	平成20年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
第9号	相互救済事業の委託について	原案可決
議第1号	宮城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決
議第2号	宮城県後期高齢者医療広域連合運営審議会設置条例の制定について	否 決
議第3号	宮城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について	否 決
議第4号	後期高齢者医療保険にさらなる国の財政負担を求める意見書について	否 決
議第5号	資格証明書の発行を当面の間猶予することを求める決議について	否 決

宮城県後期高齢者医療広域連合の予算について

○平成20年度一般会計予算について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,327万8千円です。
 主な歳入は市町村の負担金であり、主な歳出内容については次のとおりです。

歳出科目	予算額(千円)	主な内容等
議会費	4,636	議員報酬、議会の運営経費等
総務費	353,642	職員人件費、広域連合システム経費等
予備費	5,000	
合計	363,278	

○平成20年度特別会計予算について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,751億3,412万9千円です。
 主な歳入は国・県・市町村の負担金と保険料や支払基金交付金（若年世代からの支援金）であり、主な歳出内容については次のとおりです。

歳出科目	予算額(千円)	主な内容等
総務費	560,127	被保険者証作成経費、電算処理業務委託料、医療費通知経費、制度周知経費等
保険給付費	173,843,791	療養給付費、訪問看護療養費、審査支払手数料、高額療養費、葬祭費
財政安定化基金拠出金	296,906	県の設置する財政安定化基金への拠出金
特別高額医療費共同事業拠出金	29,925	国保中央会が運営主体となる特別高額医療費共同事業への拠出金
保健事業費	295,678	健康診査業務委託料
基金積立金	1	後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金
公債費	2,700	一時借入金利子
諸支出金	1	
予備費	105,000	
合計	175,134,129	

保険料の滞納について

災害など特別な事情がないにもかかわらず、保険料を滞納した場合には、被保険者の方との接触機会の確保のため、次のような対応をとることがあります。

●短期被保険者証の交付

通常の被保険者証よりも有効期限が短い短期被保険者証を交付します。

●被保険者資格証明書の交付

保険料の納付が可能であるにもかかわらず、原則1年以上滞納している方については、被保険者証を返還していただき、代わりに被保険者資格証明書を交付する場合があります。

この場合、医療機関の窓口で、被保険者が一旦全額を負担しますが、あとで市区町村後期高齢者医療担当窓口申請して認められると、自己負担相当額を除いた額が支給されます。

問 保険料課

平成20年度のスケジュール

平成20年

- 4月 ・後期高齢者医療制度施行
・仮徴収額決定通知書の送付
(特別徴収の方のみ対象)
- 7月 ・保険料額決定通知書の送付
- 8月 ・広域連合議会定例会

平成21年

- 2月 ・広域連合議会定例会

普通徴収納期

平成20年

7月・8月・9月・10月・11月・12月

平成21年

1月・2月・3月

特別徴収納期

仮徴収 平成20年4月・6月・8月

本徴収 平成20年10月・12月

平成21年2月

保健事業（健康診査）

各市町村によって、実施時期が異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

〈市区町村お問い合わせ先〉

仙台市	保険年金課	022-214-8173
青葉区役所	保険年金課	022-225-7211
宮城野区役所	保険年金課	022-291-2111
若林区役所	保険年金課	022-282-1111
太白区役所	保険年金課	022-247-1111
泉区役所	保険年金課	022-372-3111
石巻市	保険年金課	0225-95-1111
塩竈市	保険年金課	022-364-1111
気仙沼市	保険課	0226-22-6600
白石市	健康推進課	0224-22-1362
名取市	保険年金課	022-384-2111
角田市	市民課	0224-63-2117
多賀城市	国保年金課	022-368-1141
岩沼市	健康増進課	0223-22-1111
登米市	国保年金課	0220-58-2166
栗原市	健康推進課	0228-42-1129
東松島市	国保健康課	0225-82-1111
大崎市	保険給付課	0229-23-6051
蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
七ヶ宿町	保健福祉課	0224-37-2114
大河原町	町民生活課	0224-53-2114
村田町	町民生活課	0224-83-6401
柴田町	町民環境課	0224-55-2114
川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
丸森町	保健福祉課	0224-72-3014
亘理町	保健福祉課	0223-34-0501
山元町	保健福祉課	0223-37-1113
松島町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	町民課	022-357-7446
利府町	生活環境課	022-767-2118
大和町	町民課	022-345-1117
大郷町	町民福祉課	022-359-5504
富谷町	長寿福祉課	022-358-0513
大衡村	住民税務課	022-345-5111
色麻町	福祉課	0229-66-1700
加美町	保健福祉課	0229-63-7872
涌谷町	町民税務課	0229-43-2113
美里町	町民生活課	0229-33-2114
女川町	健康福祉課	0225-54-3131
本吉町	町民税務課	0226-42-2600
南三陸町	町民税務課	0226-46-1373

〈お問い合わせ先〉

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局
〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3
総務課（議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局）
企画財政課
TEL 022-266-1026
電算課、保険料課、給付課
TEL 022-266-1021
FAX 022-266-1031
URL : <http://www.miyagi-kouki.jp>